

みんなで作ったまちの“ルール”
平塚市自治基本条例の手引き



平成 18 年 11 月
平 塚 市

目 次

はじめに

なぜ今、自治基本条例が必要なのでしょうか.....	1
条例によって、何が変わるのでしょうか.....	2

平塚市自治基本条例.....	3
----------------	---

平塚市自治基本条例の説明

平塚市自治基本条例の構成図.....	9
--------------------	---

前文.....	11
---------	----

第1章 総則

第1条 目的.....	13
-------------	----

第2条 条例の位置付け.....	14
------------------	----

第3条 用語.....	15
-------------	----

第2章 自治の基本理念

第4条 自治の基本理念.....	17
------------------	----

第3章 自治の基本原則

第5条 情報共有の原則.....	18
------------------	----

第6条 参加の原則.....	19
----------------	----

第7条 協働の原則.....	20
----------------	----

第4章 まちづくりの指針

第8条 まちづくりの指針.....	21
-------------------	----

第5章 自治の担い手

第1節 市民

第9条 市民の権利.....	24
----------------	----

第10条 市民の責務.....	25
-----------------	----

第11条 子どものまちづくりへのかかわり.....	26
---------------------------	----

第 12 条 事業者のまちづくりへのかかわり	27
第 13 条 コミュニティの尊重.....	28
第 2 節 議会及び議員	
第 14 条 議会の責務	29
第 15 条 議員の責務.....	30
第 3 節 市長及び市の執行機関	
第 16 条 市長の責務	31
第 17 条 市の執行機関の責務.....	32
第 18 条 市の職員の責務.....	33
第 6 章 行政運営	
第 19 条 総合計画等.....	35
第 20 条 法令解釈等.....	36
第 21 条 財政運営.....	37
第 22 条 市民の意見等に対する手続.....	38
第 23 条 コミュニティの支援	39
第 24 条 審議会等.....	40
第 25 条 行政評価.....	41
第 7 章 住民投票制度	
第 26 条 住民投票制度.....	42
附則	44

条例制定までの経過

提言書提出までの流れ	45
提言書提出後の流れ	47

コラム

市の執行機関とは	31
「情報を市民にわかりやすく提供（公表）」とは	34
住民投票制度の常設型と非常設型とは	43
平塚市自治基本条例の改正はできるの	44

はじめに

なぜ今、自治基本条例が必要なのでしょうか

地方分権がすすむ中、従来の国と自治体とは上下（主従）関係という時代から、国と自治体は、対等、協力の時代へと変わりました。

このような変革の中、自治体には「自己決定、自己責任」による自治の推進が求められ、そこに暮らす人たちが互いに連携し、協力して、自らのまちは自らが治めるという、「自治」本来の姿を実現していく時代となりました。

また、市民のみなさんにおいても、地域で生活していくうえで様々な課題を、自ら解決し、豊かに暮らせる社会を創ろうと、自治会などの活動をはじめとして、多種多様な市民活動が活発に行われるようになってきました。

このような、まちづくりへの活動意欲や参加意識の高まりの中、価値観の多様化に対応した決め細やかな公共サービスも求められています。

まちづくりの担い手である市民、議会、行政が、平塚市の自治を推進していくには、互いにまちづくりに関する情報を「共有」し、「参加」と「協働」による自治の基本ルールを定めることが必要です。この基本ルールを「条例」という形で明文化し、法規範として定めることにしたものです。

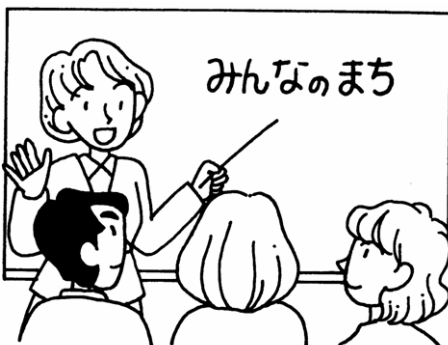
条例によって、何が変わるのでしょうか

自治基本条例では、市民の参加と協働、そして、その前提となる情報共有を自治の基本原則としています。

この原則に基づき、市民が情報を得ることができる環境を整え、計画段階からの情報を提供するなど、市民のみなさんとの情報の共有をすすめていきます。

また「市民委員会」や「市民会議」、「パブリックコメント手続」といった、市民が政策の立案から実施、評価の各段階に参加する多様な仕組みを整え、協働によるまちづくりをすすめるとともに、それらを実現するためのわかりやすい条例体系や計画体系を整備していきます。

そして、この条例によって、様々なまちづくりの担い手によってきめ細かなサービスが提供され、多くの人がまちづくりへかかわることで郷土への愛着が高まり、市民の力、地域の力をいかしたまちづくりを目指していきます。



平塚市自治基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）

第 2 章 自治の基本理念（第 4 条）

第 3 章 自治の基本原則（第 5 条～第 7 条）

第 4 章 まちづくりの指針（第 8 条）

第 5 章 自治の担い手

第 1 節 市民（第 9 条～第 13 条）

第 2 節 議会及び議員（第 14 条・第 15 条）

第 3 節 市長及び市の執行機関（第 16 条～第 18 条）

第 6 章 行政運営（第 19 条～第 25 条）

第 7 章 住民投票制度（第 26 条）

附則

私たちのまち平塚は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、先人の英知と努力により、平和で活力に満ちた住みよいまちとして発展してきました。

しかしながら、地方分権の進展や少子高齢・人口減少社会の到来など、成長と拡大を基調とした社会構造そのものが転換期を迎えた今日、私たち市民には、恒久平和の実現と基本的人権の尊重を基に、先人が守り育てた文化や自然などの地域財産をいかしながら、市政への参加と議会及び行政との協働により、市民が幸せに暮らすことのできる新たなまちづくりが求められています。

こうした認識のもと、私たち市民は、自治の基本理念とまちづくりの指針を明らかにし、市民、議会及び行政の役割など、自治の基本を定める規範として、ここに、平塚市自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会、市長及び市の執行機関の責務等自治に関する基本事項を定めることにより、自治の推進を図ることを目的とします。

（条例の位置付け）

第 2 条 この条例は、平塚市（以下「市」といいます。）の自治の基本を

定める規範であり、市の他の条例、規則その他の規程の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

(用語)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市の区域内において居住する人、働く人、学ぶ人、事業を営む者、活動する団体等をいいます。
- (2) 参加 市民が、議会及び市の執行機関による政策の立案、実施及び評価の各過程において、意見を表明し、行動し、又は参画することをいいます。
- (3) 協働 市民、議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、協力してまちづくりをすすめることをいいます。
- (4) まちづくり 市民が幸せに暮らすまちとしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。

第2章 自治の基本理念

(自治の基本理念)

第4条 市民は、まちづくりの主体です。

- 2 市政は、主権を有する市民の信託によるもので、議会及び市長はその信託にこたえます。
- 3 市は、国及び他の自治体と対等な立場で連携し、協力して共通する課題及び広域的な課題の解決を図ります。

第3章 自治の基本原則

(情報共有の原則)

第5条 市民、議会及び市の執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有することを原則とします。

(参加の原則)

第6条 市民は、市政に参加をすることを原則とします。

(協働の原則)

第7条 市民、議会及び市の執行機関は、それぞれの役割及び責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、協力してまちづくりをすすめることを原則とします。

第4章 まちづくりの指針

(まちづくりの指針)

第8条 市は、次に掲げる指針により、市民が幸せに暮らすまちを目指します。

- (1) 世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、人々が平和に共存するまちにします。
- (2) 豊かな人間性と文化をはぐくみ、基本的人権を擁護するまちにします。
- (3) 互いに支え合い、誰もが安心して、安全に暮らすまちにします。
- (4) 自然環境と都市基盤が調和し、自然と人が共生するまちにします。
- (5) 産業を培い、活力とにぎわいのあるまちにします。

第5章 自治の担い手

第1節 市民

(市民の権利)

第9条 市民は、人として尊重され、平和な中で自己実現を図り、幸福を追求する権利を有します。

2 市民は、議会及び市の執行機関に対して、まちづくりに関する次に掲げる権利を有します。

- (1) 情報を知る権利
- (2) 参加をする権利
- (3) 協働をする権利

3 市民は、自己の権利利益が損なわれないように、自己の個人情報について、保護される権利及び開示、誤りの訂正、削除等を求める権利を有します。

(市民の責務)

第10条 市民は、互いの自由及び人格を尊重します。

2 市民は、責任を持って参加をします。

3 市民は、市政運営に伴う負担を分担します。

(子どものまちづくりへのかかわり)

第11条 子どもは、社会の一員として尊重され、まちづくりにかかわることができます。

(事業者のまちづくりへのかかわり)

第12条 事業者は、次に掲げるところに配慮して事業活動を行い、まちづくりに寄与します。

- (1) まちづくりに関する情報の提供に努めます。
- (2) 環境の保全及び創造に努めます。

(3) 地域の文化及び伝統を守り、社会的活動への貢献に努めます。

(コミュニティの尊重)

第13条 議会及び市の執行機関は、まちづくりの担い手として、コミュニティ(まちづくりに関する課題に取り組む自治会等の地域の自治組織、市民活動団体等をいいます。以下同じです。)の自主性及び自立性を尊重します。

第2節 議会及び議員

(議会の責務)

第14条 議会は、市民の多様な意見を踏まえ、将来を見通し、主権を有する市民を代表して、市の重要な意思決定を行います。

2 議会は、行政運営が適正かつ効率的に行われているかを調査し、監視します。

3 議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく提供し、開かれた議会運営を行います。

4 議会は、審議、政策立案等に当たり、必要に応じて市民の意見を求めます。

(議員の責務)

第15条 議員は、議会がその権限を適切に行使できるように、地域の課題及び市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点から判断を行います。

第3節 市長及び市の執行機関

(市長の責務)

第16条 市長は、憲法、法律及びこの条例に基づき、誠実に職務を執行します。

2 市長は、公正で透明な市政運営に当たります。

3 市長は、市民が幸せに暮らすまちを目指して、市民の権利を擁護し、生命及び財産を守ります。

4 市長は、市政の課題に的確に対応することができる効率的かつ効果的な組織運営を行います。

(市の執行機関の責務)

第17条 市の執行機関は、まちづくりに関する情報をわかりやすく提供します。

2 市の執行機関は、多様な方法による参加及び協働の機会を提供します。

3 市の執行機関は、個人情報保護し、個人情報に関する権利を保障します。

4 市の執行機関は、政策の立案、実施及び評価の各過程において、説明

責任を果たします。

5 市の執行機関は、組織間の連携及び調整により、総合的な行政サービスを提供します。

6 市の執行機関は、市政の課題に的確に対応することができる知識及び能力を持った市の職員を育成します。

(市の職員の責務)

第18条 市の職員は、参加及び協働の視点に立つとともに、次に掲げるところにより、誠実に職務を行い、市民との信頼関係を築きます。

(1) 法令を遵守します。

(2) 職務に必要な知識、技能等を修得します。

(3) 相互に研鑽し、能力を發揮します。

(4) 相互に連携を図り、協力します。

第6章 行政運営

(総合計画等)

第19条 市は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。

2 市の執行機関は、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。

3 市の執行機関は、行政分野ごとの計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図ります。

(法令解釈等)

第20条 市の執行機関は、この条例の趣旨を尊重して、法令を解釈し、運用するよう努めます。

2 市の執行機関は、この条例の趣旨を尊重して、条例を策定し、規則その他の規程を制定し、改廃します。

(財政運営)

第21条 市の執行機関は、最少の経費で最大の効果を挙げるため、次に掲げるところにより、中長期的な展望に立った財政運営を行います。

(1) 適切な収入を確保するとともに、効率的かつ効果的な執行を行います。

(2) 総合計画及び行政評価の結果を踏まえ、予算を編成します。

(3) 予算の編成及び執行並びに決算に関する情報をわかりやすく公表します。

(4) 市の保有する財産を適正に管理し、効率的かつ効果的に運用します。

(市民の意見等に対する手続)

第22条 市の執行機関は、パブリックコメント手続(まちづくりに関する重要な政策等の策定等に当たり、事前にその案を市民に公表し、市民の意見を募り、当該意見及び当該意見に対する考え方を公表する手続をいいます。)意識調査等の方法により、市民が意見を表明し、提案をする権利を保障します。

2 市の執行機関は、行政処分、行政指導(これらの基準等を定める行為を含みます。)及び届出に関する手続について、公正の確保及び透明性の向上を図ります。

3 市の執行機関は、市民の意見、不服申立て等に対して、迅速かつ適切に対応します。

(コミュニティの支援)

第23条 市の執行機関は、まちづくりの担い手として、コミュニティを支援します。

(審議会等)

第24条 市の執行機関は、次に掲げるところにより、審議会、審査会、調査会その他の附属機関及びこれに類するもの(以下「審議会等」といいます。)の運営に当たります。

(1) 審議会等の構成員は、公募による市民を含めるよう努めます。

(2) 審議会等の会議は、正当な理由のない限り市民に公開します。

2 審議会等は、必要に応じて市民の意見を求めることができます。

(行政評価)

第25条 市の執行機関は、数値を用いる等客観的な行政評価を実施し、その結果をわかりやすく公表します。

2 行政評価の結果は、行政運営に適切に反映します。

第7章 住民投票制度

(住民投票制度)

第26条 市は、市政に関する重要事項について、住民の意思を直接問う必要があると認めるときは、当該重要事項ごとに、別に条例で定めるところにより、住民投票の制度を設けることができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

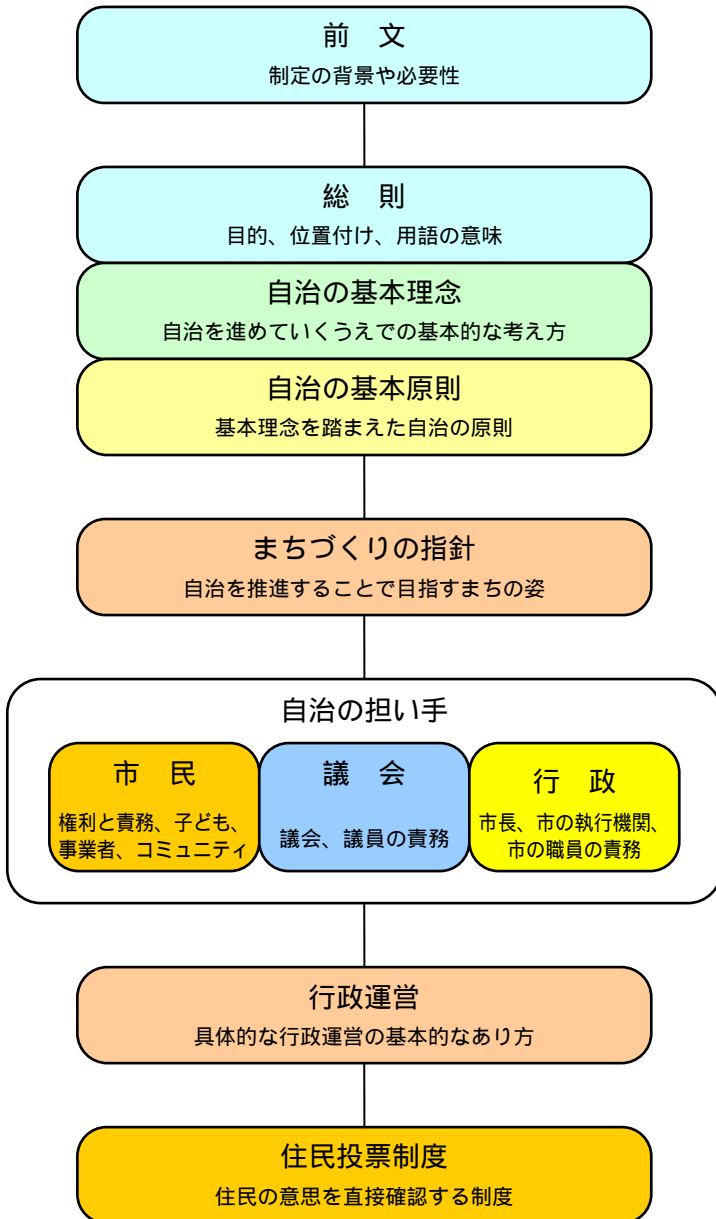
3 市長は、住民投票の実施に当たっては、住民が当該重要事項について判断できるように、必要な情報の提供、時間の確保等に配慮します。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

平塚市自治基本条例の説明

平塚市自治基本条例の構成図



前文

私たちのまち平塚は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、先人の英知と努力により、平和で活力に満ちた住みよいまちとして発展してきました。

しかしながら、地方分権の進展や少子高齢・人口減少社会の到来など、成長と拡大を基調とした社会構造そのものが転換期を迎えた今日、私たち市民には、恒久平和の実現と基本的人権の尊重を基に、先人が守り育てた文化や自然などの地域財産をいかながら、市政への参加と議会及び行政との協働により、市民が幸せに暮らすことのできる新たなまちづくりが求められています。

こうした認識のもと、私たち市民は、自治の基本理念とまちづくりの指針を明らかにし、市民、議会及び行政の役割など、自治の基本を定める規範として、ここに、平塚市自治基本条例を制定します。

〔説明〕

前文は、基本となる制度や基本的人権に関することを定めるなどの重要な法律や条例において、その制定の由来や目的、基本的な考え方を強調する場合に、その法律や条例の冒頭に置かれます。自治基本条例は、平塚市の自治に関する基本事項を定める重要な条例ですので、前文を設けています。

前文では、はじめに、私たちのまち平塚が、温暖な気候と豊かな

自然に恵まれる中、先人の英知と努力により、平和で活力に満ちた住みよいまちとして発展してきたことを示しています。この平和には、先の世界大戦時での平塚空襲などの惨禍を二度と受けることがないことと、市民が安心、安全に暮らすという意味が込められています。

次に、地方分権や少子高齢社会の到来など、時代の転換期を迎え、憲法で定めている恒久平和の実現と基本的人権の尊重を大切にす
る中で、先人が守り育てた文化や自然などの地域財産をいかしながら、市民の市政参加と議会及び行政との協働により、市民が幸せに暮らすことができる新たなまちづくりが求められているという基本認識を示しています。

この認識を踏まえ、自治の基本を定める規範として、平塚市自治基本条例を定めるとしています。

第 1 章 総則

〔説明〕

この章では、この条例の解釈指針と条例の理解を図るために、第 1 条から第 3 条までの条文により、条例の目的、位置付け、条例で使用している重要な用語の意味を定めています。

（目的）

第 1 条 この条例は、自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会、市長及び市の執行機関の責務等自治に関する基本事項を定めることにより、自治の推進を図ることを目的とします。

〔説明〕

目的規定は、条例を構成する条文のはじめに、条例の目的を示し、各条文の解釈指針となるものです。

この条例は、自治の推進を図ることを目的とし、そのために自治の基本理念や市民の権利と責務、議会や市長など市の執行機関の責務など、自治に関する基本的事項を定める基本ルールであることを掲げて、この条例で定める条文を解釈するうえで「自治の推進を図る」ことを基本とする解釈指針を示しています。

（条例の位置付け）

第2条 この条例は、平塚市（以下「市」といいます。）の自治の基本を定める規範であり、市の他の条例、規則その他の規程の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

〔説明〕

この条例が、平塚市の条例体系の中で、どのような位置付けとなるのかについて定めています。

この条例は、自治に関する基本的事項とまちづくりの方向性を定めていることから、この条例を、自治の基本を定める規範として位置付け、他の条例や規則などの法令体系を構築し、運用するに当たっては、この条例との整合を図っていくこととしています。



(用語)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市の区域内において居住する人、働く人、学ぶ人、事業を営む者、活動する団体等をいいます。
- (2) 参加 市民が、議会及び市の執行機関による政策の立案、実施及び評価の各過程において、意見を表明し、行動し、又は参画することをいいます。
- (3) 協働 市民、議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、協力してまちづくりをすすめることをいいます。
- (4) まちづくり 市民が幸せに暮らすまちとしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。

〔説明〕

この条例を正しく解釈し、運用していく上で重要となる用語として、「市民」、「参加」、「協働」、「まちづくり」の4つの用語を掲げ、その意味を定義しています。

この条文を見るだけで、この条例が、「市民」の「参加」と「協働」により、「まちづくり」を進めていくものということがわかるようにしています。

市民

市内に住んでいる人をはじめ、市内で働く人や通学している人、さらに、市内で事業を営んでいる事業者や地域の自治組織である自治会・町内会、社会的課題の解決に取り組む市民活動団体などを市民としています。また、市内に土地などを所有し、平塚市に納税義務がある者も市民としています。

参加

市民がまちづくりの主体として、政策の立案から実施及び評価までの各過程で、意見を表明し、行動するいわゆる「狭義の参加」と、市民が、例えば審議会等附属機関の委員として政策形成にかかわるなどの「参画」を含めて「参加」としています。

協働

まちづくりを進めるためには、市民、議会、市の執行機関の三者の連携と協力が基本となるとしています。この三者が、それぞれの役割と責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、協力して、互いの力を出し合うことによって、市民が幸せに暮らすまち平塚のまちづくりをすすめていくことを「協働」としています。

まちづくり

まちづくりには、道路や河川などの都市基盤の整備、地域での防犯活動、福祉活動などの互いに支え合う仕組みづくりや、社会保障施策の実施など、様々な事業や活動があります。

この条例では、「市民が幸せに暮らすまち」の実現を目指すあらゆる活動や事業を「まちづくり」としています。

第2章 自治の基本理念

〔説明〕

この章では、市民、議会、行政が連携し、協力して自治を推進していくに当たり、その基本となる理念を、第4条として定めています。

（自治の基本理念）

第4条 市民は、まちづくりの主体です。

2 市政は、主権を有する市民の信託によるもので、議会及び市長はその信託にこたえます。

3 市は、国及び他の自治体と対等な立場で連携し、協力して共通する課題及び広域的な課題の解決を図ります。

〔説明〕

自治を推進していくうえで、その基本となる理念を掲げています。

第1項では、市民をまちづくりの主体と定め、市民自らが社会的な課題を解決していくことを定めています。

第2項では、市政は主権を有する市民の信託によるものであり、議会と市長は、その信託された市政を運営するという、地方自治制度のもと、平塚市の自治を推進していくことを定めています。

第3項では、平塚市だけでは解決できない課題や、広域的に取り組むことでより効率的、効果的に解決していく必要のある課題などについては、国や神奈川県をはじめ他の自治体と対等な立場で連携し、協力して解決することによって、まちづくりをすすめていくことを定めています。

第3章 自治の基本原則

〔説明〕

この章では、第2章の自治の基本理念を受けて、その理念に基づいて、市民・議会・行政の三者が協力し、連携していくための基本原則を「情報共有・参加・協働」として、第5条から第7条までの条文で定めています。

また、自治の基本原則は、第5章「自治の担い手」や第6章「行政運営」の基本となる条文となります。

（情報共有の原則）

第5条 市民、議会及び市の執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有することを原則とします。

〔説明〕

市民、議会、市の執行機関がまちづくりに関する情報を互いに共有することによって、市民の参加が充実したものになり、協働のまちづくりをすすめることができます。

このため、まちづくりの担い手である三者が、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有することを自治の基本原則としています。



議会や市の執行機関が、まちづくりに関する情報をすすんで提供し発信するとともに、市民のみなさんも情報を発信することが重要です。

(参加の原則)

第6条 市民は、市政に参加をすることを原則とします。

〔説明〕

市政は、信託を受けた議会及び市長が運営していますが、まちづくりの主体である市民が積極的に市政にかかわることで、自治を推進し、より良いまちづくりをすすめていくこととなります。

具体的には、議会や市の執行機関による政策立案の過程において、議会が市民の意見を求めたり(第14条)、審議会など(第24条)に参加をしたり、市民の意見を聴くパブリックコメント手続など多様な参加の仕組みを整備することにより、市民のみなさんが市政にかかわることができるようになります。

なお、政策などの内容によっては、市民の参加が適さない場合もありますが、可能な限り市民の積極的な参加によって、市政を運営していくこととなります。

また、市民は、参加をしないことによって、不利益な扱いを受けたり、参加を強制されることはありません。



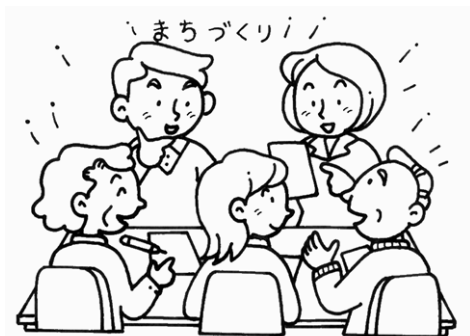
(協働の原則)

第7条 市民、議会及び市の執行機関は、それぞれの役割及び責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、協力してまちづくりをすすめることを原則とします。

〔説明〕

まちづくりをすすめるためには、市民、議会、市の執行機関の三者の連携と協力によって自治を推進していくことを、自治の基本原則としています。

これらの三者は、それぞれの役割と責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、協力して、互いの力を出し合うことによって、市民が幸せに暮らすまちづくりをすすめていきます。



第4章 まちづくりの指針

〔説明〕

この章では、市民、議会、行政が互いに連携し、協力して自治を推進していくためには、三者がどのようなまちづくりを目指していくのかを明確にする必要があります。その方向性について、第8条「まちづくりの指針」として定めています。まちづくりに関する各種の条例や計画などを導き出すより所となるものです。

（まちづくりの指針）

第8条 市は、次に掲げる指針により、市民が幸せに暮らすまちを目指します。

- (1) 世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、人々が平和に共存するまちにします。
- (2) 豊かな人間性と文化をはぐくみ、基本的人権を擁護するまちにします。
- (3) 互いに支え合い、誰もが安心して、安全に暮らすまちにします。
- (4) 自然環境と都市基盤が調和し、自然と人が共生するまちにします。
- (5) 産業を培い、活力とにぎわいのあるまちにします。

〔説明〕

まちづくりの指針では、主語を「市」とすることで、市民、議会、行政が一体となってどのようなまちを目指すのか、その方向性を定めています。

平塚市は、世界の人々との相互理解を深め、多様な文化や価値観の違いなどを認め合い、理解し合うことによって「人々が平和に共

存するまち」を目指すこととしています。

まちづくりをすすめるには、豊かな人間性と文化をはぐくむことによって「基本的人権」を尊重し、擁護するまちとしていくことも重要です。

そして、市民が幸せに暮らしていくためには、互いに支えあい、福祉の充実したまちであるとともに、安心、安全が確保されていなければなりません。

また、私たちが生活を営んでいく上では、自然環境と都市基盤との調和が大切であり、自然と人の共生を図り、持続可能な社会として発展するまちづくりが求められます。

更に、人の営みである、各産業がバランスよく展開されることにより、市民生活が向上し、人が集まり活気が溢れるまちとしていくことが求められています。

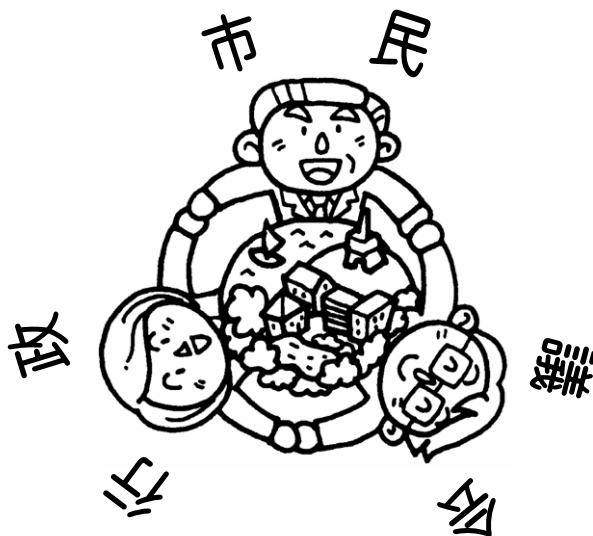
このように、5つの大きな指針を掲げることによって、市民が幸せに暮らすまちを目指します。



第5章 自治の担い手

〔説明〕

この章では、自治の担い手である市民、議会・議員、市長・市の執行機関について3節に区分し、第9条から第18条までの条文でそれぞれの権利や責務などについて定めています。



第1節 市民

（市民の権利）

第9条 市民は、人として尊重され、平和な中で自己実現を図り、幸福を追求する権利を有します。

2 市民は、議会及び市の執行機関に対して、まちづくりに関する次に掲げる権利を有します。

(1) 情報を知る権利

(2) 参加をする権利

(3) 協働をする権利

3 市民は、自己の権利利益が損なわれないように、自己の個人情報について、保護される権利及び開示、誤りの訂正、削除等を求める権利を有します。

〔説明〕

第1項では、市民には、憲法で規定されている基本的人権があり、平和な社会の中で自己実現を図り、幸福を追求する権利があることを定めています。

また、第2項では、憲法や法律では必ずしも明確にされていない「まちづくりの主体」としての市民の権利について、第2章で定めた自治の基本原則に基づいて、具体的に「情報を知る権利」、「参加をする権利」、「協働をする権利」を規定し、第3項では、「個人情報に関する権利」を定めています。

市民の権利については、女性や外国籍市民などの権利について、別に条文を設けて規定するという意見もありますが、この条例では、第3条に掲げた「市民」を性別や国籍にかかわらず広く市民としてとらえています。

(市民の責務)

第10条 市民は、互いの自由及び人格を尊重します。

2 市民は、責任を持って参加をします。

3 市民は、市政運営に伴う負担を分担します。

〔説明〕

まちづくりの主体として自治を担う市民には、権利とともに責務もあります。

まちづくりをすすめるうえにおいては、互いの自由及び人格を尊重することが必要であり、参加をするに当たっては、責任を持って発言し、行動することが大切です。

また、税や使用料・手数料など、市政運営に必要となる経費については、応分の負担を分担し、まちづくりをすすめていくことが必要であるため、市民の責務として定めています。



(子どものまちづくりへのかかわり)

第11条 子どもは、社会の一員として尊重され、まちづくりにかかわることができます。

〔説明〕

「子ども」は「市民」に含まれていますが、自治を推進していく中で、あらためて子どもが社会の一員であることを明確にし、自治の担い手としてまちづくりにかかわることができるという基本的な姿勢を定めています。

子どもが、まちづくりに積極的にかかわることで、市政を身近に感じることになり、また、子どもを将来にわたる自治の担い手として大切に育てていくという平塚市の姿勢も示しています。



(事業者のまちづくりへのかかわり)

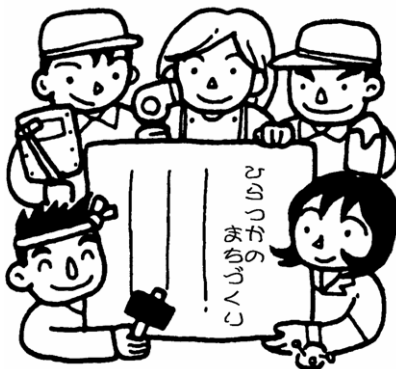
第12条 事業者は、次に掲げるところに配慮して事業活動を行い、まちづくりに寄与します。

- (1) まちづくりに関する情報の提供に努めます。
- (2) 環境の保全及び創造に努めます。
- (3) 地域の文化及び伝統を守り、社会的活動への貢献に努めます。

〔説明〕

市内で事業を営んでいる事業者は、まちづくりに大きなかかわりを持っています。

事業者は、第3条で市民として位置付けていますが、事業者のまちづくりに対する役割が大きいことから、特に条文を設け、情報提供、環境保全と創造、社会貢献に努めることを定めています。



(コミュニティの尊重)

第13条 議会及び市の執行機関は、まちづくりの担い手として、コミュニティ(まちづくりに関する課題に取り組む自治会等の地域の自治組織、市民活動団体等をいいます。以下同じです。)の自主性及び自立性を尊重します。

〔説明〕

平塚市には、市内全域にわたり自治会・町内会があり、長年にわたり各地域において自治活動を積極的に行い、日ごろの市民生活を支えています。

また、様々な社会的課題をテーマとした市民活動団体も活躍しています。このような自治会・町内会などの地域の自治組織、市民活動団体、それら団体による連携やつながりなどを「コミュニティ」として、まちづくりの担い手と位置付けています。

自治会・町内会や市民活動団体などの「コミュニティ」がまちづくりの担い手として、より一層活躍することが期待されます。

議会及び市の執行機関は、この「コミュニティ」の自主性と自立性を尊重し、自治を推進していくことを定めています。

なお、「コミュニティの支援」については、第23条で規定しています。



第2節 議会及び議員

(議会の責務)

- 第14条 議会は、市民の多様な意見を踏まえ、将来を見通し、主権を有する市民を代表して、市の重要な意思決定を行います。
- 2 議会は、行政運営が適正かつ効率的に行われているかを調査し、監視します。
 - 3 議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく提供し、開かれた議会運営を行います。
 - 4 議会は、審議、政策立案等に当たり、必要に応じて市民の意見を求めます。

〔説明〕

議会は、市民の代表として、その権限に基づき市政の重要な意思決定を行っています。

議会は、地方自治法に規定される議決事件である条例の制定や改廃、予算の議決など市政の重要な意思決定では、市民の多様な意見を踏まえ、将来を見通したうえで行うとともに、市の執行機関による行政運営に対して、調査、監視することを、あらためてこの条例で明記しています。

また、議会は、市民に議会活動に関する情報を提供していくことで、開かれた議会運営を行うとともに、審議や政策立案などを行う場合に、公聴会や参考人の制度などにより、必要に応じて市民の意見を求めることを定めています。

これらの定めの中には、法令による定めや趣旨などと重なるものもありますが、この条例で明記することで、この条例を自治の基本ルールとして、平塚市の自治を推進していくこととしています。

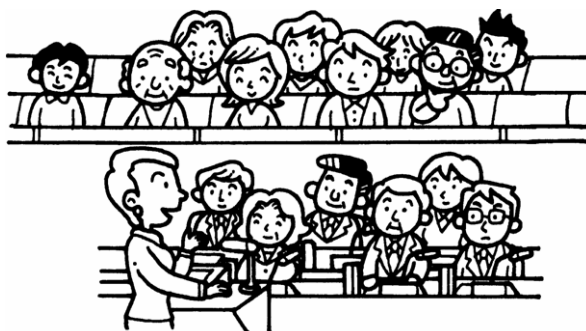
(議員の責務)

第15条 議員は、議会がその権限を適切に行使できるように、地域の課題及び市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点から判断を行います。

〔説明〕

主権者である市民を代表し、行動する議員の果たす役割は、円滑な市政を運営していく上で大変重要です。

議員は、議会がその権限を適切に行使できるように、地域の課題や市民の意見を十分把握するとともに、市政全体の観点から判断を行うことを、議員の責務としています。



第3節 市長及び市の執行機関

（市長の責務）

第16条 市長は、憲法、法律及びこの条例に基づき、誠実に職務を執行します。

- 2 市長は、公正で透明な市政運営に当たります。
- 3 市長は、市民が幸せに暮らすまちを目指して、市民の権利を擁護し、生命及び財産を守ります。
- 4 市長は、市政の課題に的確に対応することができる効果的かつ効果的な組織運営を行います。

〔説明〕

市長には、市の代表者という側面と事務管理・執行権者としての市の執行機関の長としての側面があり、市民の代表として、その権限に基づき市政を運営しています。

この条文では、平塚市の代表者としての市長の責務を定めました。

市長の責務としては、憲法やその他の法令に基づいて、誠実に職務を執行すること、公正で透明な市政を運営すること、第9条で定めている市民の権利を擁護し、市民の生命、財産を守ること、効果的で効果的な組織運営を行うことを定めています。

くらむ

市の執行機関とは

市の執行機関とは、法律に定められた権限に基づき、事務を執行する機関をいいます。具体的には、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会などの機関です。

市長は、市の代表としての「市長の責務」とともに、市の執行機関として「市の執行機関の責務」も果たします。

(市の執行機関の責務)

第17条 市の執行機関は、まちづくりに関する情報をわかりやすく提供します。

2 市の執行機関は、多様な方法による参加及び協働の機会を提供します。

3 市の執行機関は、個人情報を保護し、個人情報に関する権利を保障します。

4 市の執行機関は、政策の立案、実施及び評価の各過程において、説明責任を果たします。

5 市の執行機関は、組織間の連携及び調整により、総合的な行政サービスを提供します。

6 市の執行機関は、市政の課題に的確に対応することができる知識及び能力を持った市の職員を育成します。

〔説明〕

市の執行機関は、行政運営の主体として、市政に対して大きな役割を担っています。

市の執行機関には、地方自治法などに定められている責務のほかに、この条例に掲げる自治の基本原則に基づいて、自治を推進する責務を課しています。

市の執行機関に課される責務として、わかりやすい情報の提供、参加と協働の機会の提供、個人情報の保護、いろいろな場面での説明責任を果たすこと、組織間の連携による総合的な行政サービスの提供、職員の育成の6項目を掲げています。

(市の職員の責務)

第18条 市の職員は、参加及び協働の視点に立つとともに、次に掲げるところにより、誠実に職務を行い、市民との信頼関係を築きます。

- (1) 法令を遵守します。
- (2) 職務に必要な知識、技能等を修得します。
- (3) 相互に研鑽し、能力を發揮します。
- (4) 相互に連携を図り、協力します。

〔説明〕

市の職員は、地方公務員法において、全体の奉仕者として、服務の基準や法令などに従う義務、秘密を守る義務、職務に専念する義務など、その職責や身分などについて定められています。

地方分権がすすむ中、あらためて市民との参加と協働によるまちづくりをすすめていくためには、法令などに直接規定されていること以外にも、市の職員として職務を遂行する姿勢や資質の向上について求められるものがあります。

市の職員は、まちづくりの主体は市民であることを踏まえ、参加と協働の視点に立って職務を行い、市民との信頼関係のもとで、自治を推進していくことが基本であると定めています。

市の職員の責務として、法令を遵守し、職務に必要な知識や技能などを修得するとともに、職員相互の連携と協力により、互いに知識や技能を高め合い、その能力を發揮し、誠実に職務を遂行することで、自治を推進していきます。



第6章 行政運営

〔説明〕

この章では、具体的な行政運営の基本的な事項として、「総合計画」「法令解釈」「財政運営」「市民の意見等に対する手続」「コミュニティの支援」「審議会等」「行政評価」について、第19条から第25条までの条文で定めています。



くらし

「情報を市民にわかりやすく提供(公表)」とは

この表現は、第5章の「議会の責務」、第6章の「総合計画」、「財政運営」、「行政評価」で使われています。

「わかりやすく」とは、その情報を受け取る市民のみなさんが、内容を明確に捉えることができるように十分配慮した情報提供を行うことを意味しています。

(総合計画等)

第 19 条 市は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 市の執行機関は、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。

3 市の執行機関は、行政分野ごとの計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図ります。

〔説明〕

地方自治法では、市は、総合的で計画的な行政の運営を図るため、議会の議決を経て基本構想を定めるとされています。この基本構想を具体化する基本計画などを含め、総合計画として策定しています。

この総合計画は、自治を推進するために重要なものであるため、自治の基本を定める規範であるこの条例との整合を図りながら、まちづくりをすすめることが必要です。総合計画を策定する場合には、この条例の趣旨に基づくと定め、この条例との関係を明確にしています。

総合計画は、市政を運営する上で大変重要な計画ですので、市の執行機関は、総合計画の進捗状況を把握し、進行管理に努め、着実な実現を目指していくことが重要であるとともに、その結果を市民に公表することによって、市政運営に関する情報の共有、公正の確保、透明性の向上を図り、市民から信頼される市政運営に寄与することになります。

また、平塚市が定める計画には、総合計画に基づくものだけでなく、他の法令や国の施策などから導かれる計画もあるので、それらについても、総合計画との整合を図ることを定めています。

(法令解釈等)

第 20 条 市の執行機関は、この条例の趣旨を尊重して、法令を解釈し、運用するよう努めます。

2 市の執行機関は、この条例の趣旨を尊重して、条例を策定し、規則その他の規程を制定し、改廃します。

〔説明〕

行政運営を行っていく上で、従来は、国の通達などに沿って事務を行うことがありましたが、地方分権の進展により、自らのまちは自らの責任において治めるという「自己決定、自己責任」に基づく自治が求められるようになりました。

法令には、その解釈や運用に幅があるものや、必ずしも細部にわたって規定されていないものなどもあるため、このような場合には、憲法や国の法令の制定趣旨との整合を図りながらこの条例の趣旨を尊重し、法令を解釈し、運用していくことを基本としています。

また、まちづくりに関する重要な条例などを新たに策定し、または改正し、廃止する場合にも、この条例の趣旨を尊重して行うことを定めています。

(財政運営)

第 2 1 条 市の執行機関は、最少の経費で最大の効果を挙げるため、次に掲げるところにより、中長期的な展望に立った財政運営を行います。

- (1) 適切な収入を確保するとともに、効率的かつ効果的な執行を行います。
- (2) 総合計画及び行政評価の結果を踏まえ、予算を編成します。
- (3) 予算の編成及び執行並びに決算に関する情報をわかりやすく公表します。
- (4) 市の保有する財産を適正に管理し、効率的かつ効果的に運用します。

〔説明〕

財政運営は、貴重な市民の税金などを財源としていることを踏まえ、最少の経費で最大の効果を挙げるように努め、中長期的な観点に立った財政運営を目指すことが必要です。

市税や使用料、負担金など、適切な収入の確保に努め安定した財源を確保することで自立した財政にするとともに、貴重な財源を効率的効果的に使うことを基本としています。

また、総合計画との関連付けや、行政評価の結果と連動させるなど、中長期的な観点も踏まえて予算を編成することも重要です。

歳入歳出予算の執行状況などの公表に関しては、法令にも規定されていますが、この条例で、あらためて財政運営に関する情報を市民にわかりやすく適切な方法で公表し、公正の確保と透明性の向上を図ることとしています。

平塚市には、公共施設など様々な財産があります。これら財産についても、適正に管理し、効率的・効果的な運用を図っていきます。

(市民の意見等に対する手続)

第22条 市の執行機関は、パブリックコメント手続(まちづくりに関する重要な政策等の策定等に当たり、事前にその案を市民に公表し、市民の意見を募り、当該意見及び当該意見に対する考え方等を公表する手続をいいます。)意識調査等の方法により、市民が意見を表明し、提案をする権利を保障します。

2 市の執行機関は、行政処分、行政指導(これらの基準等を定める行為を含みます。)及び届出に関する手続について、公正の確保及び透明性の向上を図ります。

3 市の執行機関は、市民の意見、不服申立て等に対して、迅速かつ適切に対応します。

〔説明〕

この条例に掲げる市民の権利と市の執行機関の責務を受けて、行政運営を行っていくうえで、市民が市の執行機関に対する意見表明、提案、不服を申し立てる際の、基本的な手続を定めています。

市民が意見を表明し、提案するに当たっては、現在でも「市長への手紙」や「平塚市住民実態調査」、パブリックコメント手続の実施など、様々な方法や機会がありますが、あらためて、この条例で定め、市民の参加の権利を保障しています。

市の執行機関が行う行政処分、行政指導(これらの基準などを定める行為を含みます)及び届出に関する手続については、公正の確保と透明性の向上を図ることによって、また、市民からの意見や不服申立てなどに対しては、迅速で適切な対応をすることで、市民の権利利益を保護していきます。

(コミュニティの支援)

第23条 市の執行機関は、まちづくりの担い手として、コミュニティを支援します。

〔説明〕

この条例では、まちづくりの担い手として、自治会・町内会などの地域の自治組織や市民活動団体などのコミュニティの育成や活動に対して、その自主性と自立性の尊重を基本としています(第13条)。

市の執行機関は、このコミュニティに対して、必要に応じて支援することで、より良いまちづくりを実現していくことを定めています。

具体的な支援策としては、情報の提供や相談、公的施設の有効活用などによる活動場所の提供、財政的支援などが考えられます。



(審議会等)

第 2 4 条 市の執行機関は、次に掲げるところにより、審議会、審査会、調査会その他の附属機関及びこれに類するもの(以下「審議会等」といいます。)の運営に当たります。

- (1) 審議会等の構成員は、公募による市民を含めるよう努めます。
 - (2) 審議会等の会議は、正当な理由のない限り市民に公開します。
- 2 審議会等は、必要に応じて市民の意見を求めることができます。

〔説明〕

平塚市では、各種の審議会、審査会などが組織され、運営されています。これら審議会などの運営は、市民に開かれたものであることが必要です。

審議会などの構成員は、市民の意見を反映するために、できるだけ公募委員を含めることや、審議会などの運営については、その透明性の向上を図るために、会議は公開することを基本としています。

市民が審議会などにおいて、どのような課題が検討されているのか、その内容を知ること、市民の知る権利が保障されるとともに、市民の参加によるまちづくりが進むこととなります。

また、審議会などは、多くの市民の意見が反映できる機会が確保されるよう、必要に応じて市民の意見を求めることができることを定めています。



審議会などの中には、審議する内容によっては、公募に適さないものもあるため、公募については努力規定としています。

(行政評価)

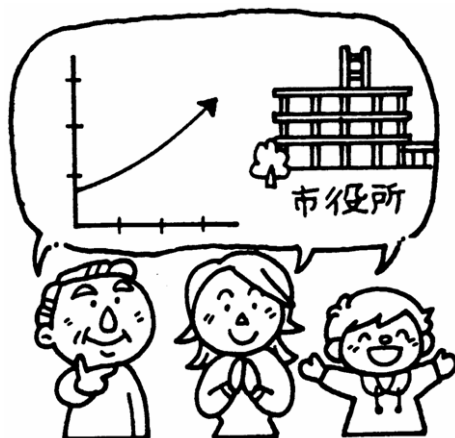
第25条 市の執行機関は、数値を用いる等客観的な行政評価を実施し、その結果をわかりやすく公表します。

2 行政評価の結果は、行政運営に適切に反映します。

〔説明〕

行政評価は、市の執行機関が行う政策や施策、事業について、どのような成果があったかを客観的に評価し、その結果を次の政策などに反映させていくためにするものです。

効果的かつ効率的な行政運営と透明性の向上が図られる行政運営を目的として、行政評価を実施することを定めています。



第 7 章 住民投票制度

〔説明〕

この章では、市政に関する重要事項について、直接住民の意思を確認する必要が生じた場合に、その意思の確認する仕組みとして住民投票制度を第 26 条で定めています。

（住民投票制度）

第 26 条 市は、市政に関する重要事項について、住民の意思を直接問う必要があると認めるときは、当該重要事項ごとに、別に条例で定めるところにより、住民投票の制度を設けることができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

3 市長は、住民投票の実施に当たっては、住民が当該重要事項について判断できるように、必要な情報の提供、時間の確保等に配慮します。

〔説明〕

市政に関する重要事項について、住民の意思を直接確認する仕組みとして「住民投票制度」を設けることができることを定めています。

「市政に関する重要事項」とは、市町村合併などの、まちのあり様に大きな影響を与えたり、住民の生活に著しく影響を及ぼすような事案のことをいいます。

平塚市では、住民投票に諮る必要のある個別の事案によって、投票資格者や成立要件などは異なる場合が想定されるので、「当該重要事項ごとに、別に条例で定める」と定め、「非常設型」の制度と

しています。

住民投票を実施する場合には、市長は、投票の対象となる重要事項について、住民が十分に理解できるよう、その情報を提供するとともに、住民が判断するための時間を十分に確保することなどについて、配慮することを定めています。

また、議会及び市長は、住民投票の結果を尊重して、市政を運営することを定めています。



住民投票制度の常設型と非常設型とは

住民の意思を直接確認する仕組みである住民投票制度には、あらかじめ自治基本条例などで住民投票の手続、投票資格要件や成立要件などについて定め、住民投票を行う事案ができた場合に、要件が整えばすぐに実施ができる「常設型」があります。また、個別の事案ごとに住民投票条例を定めて実施する「非常設型」があります。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

〔説明〕

条例として法規範とするためには、制定された条例の内容を周知する公布と、いつから条例の効力が発生するのかを確定する施行日が必要です。

この条例は、自治に関する基本事項を定めることにより、自治の推進を図ることを目的としているため、条例の公布と同時に施行することで、条例の普及、啓発を図るとともに、条例や計画の体系整備や市民の参加と協働によるまちづくりの推進を積極的に図っていくこととしています。

平成18年10月1日に公布・施行しました。



平塚市自治基本条例の改正はできるの

自治の基本を定める規範である条例ですが、現行法令上、他の条例と改正手続に変わりはありません。

改正が必要な場合は、地方自治法に定められている手続きや権限に基づいて、市民、議会、市長が条例の改正の提案をすることができます。

条例制定までの経過

1 提言書提出までの流れ

自治基本条例は、市民、議会、行政が協働してまちづくりを行うための基本的なルールを定めるものです。

そのため、策定の最初の段階から市民のみなさんによる公募市民委員会の条例に盛り込みたい内容や基本的な考え方などの検討をはじめ、市の職員による検討や学識経験者等の専門家による検討をしました。



平成16年2月に公募市民委員会をはじめるとに当たっては、自治基本条例とはそもそもどのようなものなのか、また、その必要性などについて市民のみなさんにお知らせするため、学識経験者を講師とした「自治基本条例講演会」を開催しました。

平成16年4月から、全員が公募の市民58人による「平塚市自治基本条例を考える市民委員会」を組織し、平塚市の行政の現状や先進自治体の事例研究や他の検討組織のメンバーとの合同勉強会などを行いながら、約1年3か月間にわたり32回の会議を通して、自治基本条例に盛り込みたい内容などについて検討しました。



また、市の職員11人による「自治基本条例策定検討職員プロジェクトチーム」を立ち上げ、40回にわたる会議

を通して、行政の立場から自治基本条例について研究し、盛り込みたい内容などについて検討しました。

学識経験者や市内関係団体の代表、市民委員会の代表で組織された「平塚市自治基本条例策定委員会」では、市民委員会と職員プロジェクトチームによる検討を踏まえ、その意見を尊重しながら、専門的、多角的な視点からの意見や考え方を加えて協議しました。

策定委員会による協議内容を受けて、市民委員会や職員プロジェクトチームでは、お互いの組織の連携を図りながらさらに内容を検討し、その結果を策定委員会に提案し、策定委員会で最終的な自治基本条例に関する提言をまとめました。

この間、平成17年3月には、市民委員会、職員プロジェクトチームがそれぞれ検討状況の中間発表を行い、より多くの市民のみなさんとその内容を共有するとともに、ご意見をいただくため「自治基本条例フォーラム」を開催しました。

このような経過を経て、平成17年7月25日に条例に盛り込みたい内容や考え方を策定委員会でまとめた「平塚市自治基本条例提言書」を市長に提出しました。



2 提言書提出後の流れ

この提言書に対して、平成17年8月から9月の間に市民のみなさんからご意見をいただきました(意見数:52人 112意見)。

平成17年10月には、提言書に対する意見も踏まえ、法令との整合等を図ったうえで、議会に上程する条例(案)のもととなる「条例骨子」を公表しました。そして、この骨子の説明会などを通して、平成17年10月から11月の間に市民のみなさんからご意見をいただきました(意見数:59人 255意見)。

このように、提言書や多くの意見等を踏まえ、検討し、その結果を「平塚市自治基本条例(案)」としてまとめ、平成18年3月議会に上程しました。

議会では、平塚市自治基本条例特別委員会を設置し、市議会3月定例会、市議会6月定例会で慎重に審議されました。このような議会の審議を通して、意見、提言をいただく中で、この条例が平塚市の自治の基本を定める規範として、より一層ふさわしいものとなるよう、条例の内容を精査し、訂正した条例(案)が市議会9月定例会で可決されました。

この条例は、提言書など広く市民の考えを尊重することを基本に、議会と行政も連携し、協力してまとめ上げたものです。



地域説明会(大野公民館)

1 提言書提出までの流れ

	H16.1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
策定委員会					合同勉強会					
市民委員会										
職員 プロジェクト外										
市民に向けて		講演会								

	11	12	H17.1	2	3	4	5	6	7	7/25
策定委員会										提言書
市民委員会										
職員 プロジェクト外										
市民に向けて					フォーラム					

2 提言書提出後の流れ

	8	10	11	H18.2	3	6	9	10/1	
市民に向けて	提言書に対する 意見募集	条例骨子公表	条例骨子に 対する意見募集	地域説明会開催 元市民委員会に 対する説明会開催	条例(案)公表 上程	議会 継続審査	議会 継続審査	議案の訂正 議会 議決	公布・施行
議会での 審査									

**みんなでつくったまちの“ルール”
平塚市自治基本条例の手引き**

(問合せ先)

254-8686 平塚市浅間町 9 - 1

平塚市 企画部 まちづくり政策室 特定事項担当

電話 0463(21)9618 ファクス 0463(23)9467

メール machi@city.hiratsuka.kanagawa.jp